

青税連

Oct.1.1999

*Zenkoku
Aozeilen*



全青税も改革の年へ！

122

123

124

CONTENTS

No.123 Oct.1999

◇新役員就任あいさつ

富田光彦会長あいさつ ······	3
藤田美恵子副会長あいさつ ······	4
各部長あいさつ ······	4~7

◇全国青年税理士連盟第32回埼玉大会

第32回定時総会埼玉大会を終えて ······ (埼玉青税) 実行委員会編 ······	8
定期大会記念講演を終えて ······ (埼玉青税) 大石敬 ······	10
これがホント?の全青議長 ······ (名古屋青税) 浅野信司 ······	10
神戸大会をヨロシク ······ (近畿青税) 毛利恵行 ······	11
一年の括りに ······ (近畿青税) 麻木義弘 ······	12

◇アメリカから見た規制緩和 岡田一郎 ······ 14

◇1999秋季シンポジウム 桐谷美千子 ······ 18

◇特別委員会設置 ······ 19

◇あとがき ······ 20



会長就任のごあいさつ

会長 富田光彦（東京）

第32回定時総会におきまして会長に就任いたしました東京青税の富田光彦です、どうぞよろしくお願ひいたします。我々の税理士業界は「規制緩和」・「税理士法改正」等、世紀末を迎えまさに激動の時代にはいっており、また激変しているのは業界だけではなく日本全体が変動の時期に差し掛かっており、古い世紀から新しい世紀に向かって進んでいる事を感じざるをえません。このような変動の時代に、われわれ全国青年税理士連盟はどういう役割を担うべきか。今こそ既存の視点にとらわれない「あおせい」らしい自由な青年の目を持って一年間活動していきたいと思っております。

1. 「税理士法改正」・「規制緩和」について

この問題について考えるとき、「あおせい」が全国組織であってよかったですとつくづく感じ、組織をつくった諸先輩方の英知に感謝する次第です。特に、この6月に行った政府の規制改革委員会とのヒヤリングや日税連との懇談会、また国会陳情など、全国組織でなければ為し得ないことが今できることを、このところ実感しております。「税理士法改正」については、早ければ平成13年の通常国会に法案が上程されると聞いておりますが、その場合法案が政府提案でいくとなれば、政府の規制改革委員会が検討を重ねています「規制緩和推進3ヶ年計画」により「改正案」が大きく影響を受けるのは必至であるといえます。つまりこの3ヶ年計画が閣議決定という手続きにより「日本の将来の指針」の為検討されていることを考えると、この方向性を無視しての税理士法改正はありえないと考えます。いまわれわれに必要なのは、この2つの問題を有機的に考え、今回の「税理士法改正」により「真に国民の為の税理士制度」を確立する必要性を広く社会に訴えることです。改正案の内容はおそらく徐々に明らかになってくるとは思いますが、執行部では法対策部を中心に、税理士法改正対策本部・規制改革対策委員会・日税連対策委員会を発足し、さらに検討を重ね、会員の声を反映させた我々の意見を発表していくことになるでしょう。個別問題については会員間の議論を待

つとして、全青税が行った規制改革委員会とのヒヤリングを踏まえて「法改正」を考えますと、日税連が主張している「出廷陳述権」の獲得については55年改正以来の議論である税理士法第1条の「税理士の使命」の明確化に言及すべきではないかということ、また資格取得について第8条の免除規定のうちダブルマスターの問題はもとより、特に公務員の特権事項になっている免除規定については、制度の信頼性の観点から当然に是正すべきであり、さらに税理士会の「自主権」については、現状の税理士会の機構が意思決定機関として民主的でないことを考えると、民主的機構への具体的ビジョンを日税連は示すべきであり、さもなければ自主権の獲得どころか会への強制入会まで必要のないものとされる可能性があります。いずれにしても日税連は改正項目を近いうちに絞ってくるでしょうし、規制改革委員会はこの12月にもさらに詳しい「第2次見解」を出すと聞いております。われわれはこの問題について会をあげて取り組む所存です。ぜひとも会員の皆さんの積極的な意見の後押しを期待いたします。

2. 「租税教育」について

近畿青税が昨年来取り組んできております「租税教育」について、来るべき21世紀の担い手である子供たちになんとか「税に対する認識」「専門家としての税理士の立場」を伝えたい。制度に強い全青税がぜひ取り上げていくべき問題であると思っております。具体的には理事会において練っていきたいと思っております。

3. 組織問題について

懸案の一つである組織問題については、前麻木執行部同様、粘り強く対応していきたいと思っていますが、今年は特に現在ある既存の各単位会・個人会員の絆をより強くしたいと思っています。具体的には単位会の活動の場に、全青役員・単位会役員が互いに訪問し合うことを計画しております。

その他、全青税が対応すべきと考える事業計画は総会において御審議いただきましたが、そのひとつひとつに対し悔いのないよう全力をつくすことをお約束いたします。ぜひとも会員の皆様のご協力をお願いいたします。私の就任の挨拶といたします。



花の命は短いけれど・・・

副会長 藤田美恵子（近畿）

この度、埼玉大会で副会長に就任致しました、近畿青税の藤田でございます。去年は総務部長をさせて頂き、漸く全青と言うものが解りかけたところなのにもう副会長、そして来年は卒業です。（近畿の大阪支部は45才で定年です。これで年がばれてしまいました。）花の命は短いものとは私のことでしょうか？花の命は短いけれど、精一杯頑張りたいと思いまので、1年間宜しくお願ひ致します。

さて今年の埼玉大会は、埼玉青税の皆様のお世話のお陰をもって盛況に終了致しました。来年は神戸大会です。全青として、大会の在り方について検討して参りました。その結果、参加者の参加費用負担を出来る限り抑えること。全国大会は総会を中心に行すべきこと。この事を基本コンセプトとして、神戸大会を企画、設営しております。総会を中心にする

と云うことは、全青の執行部に対しより多くの会員の声を届けたい又、届けて欲しい、との願いです。全青は日税連のような組織ではなく、会員一人一人が議決権を有しています。全青会費、年間わずか6400円でしかないですが、その値打は議決権行使してこそ大きな物になるのではないかでしょうか。是非総会に出席して、あなたの議決権行使して下さい。埼玉大会において、富田新会長の99'年度事業計画が承認されました。税理士法改正、規制緩和、税制改正、組織拡充等々、いずれを取っても重大事項ばかりです。この計画に基づき、富田執行部がこの1年間活動するわけですが、その結果は来年の8月神戸において審判が下される訳です。そうです。審判を下すのは議決権を有するあなたです。

来年の8月、神戸でお会い出来る日を楽しみに1年間富田執行部の一員として頑張りますので、ご協力ご支援の程、宜しくお願ひ致します。

全青税が一丸となって

総務部長 倉林倭男（東京）

第32回定期総会において全国青年税理士連盟の総務部長に就任いたしました、東京青税の倉林倭男です。富田新執行部が発足し、図らずも総務部長という重責を引き受けこととなり、身の引き締まる思いです。何分にも不慣れなことですので、皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本年度は、事業計画を見ましてもお解りのとおり、多事多難の状況にあります。規制改革の大きな流れが税理士制度を変革させてしまうことは、最早避け得ないように思われます。一方、あるべき税制、あるいは税務行政における適正手続きの確立等の改革は、遅々として進展しておりません。国会におきましては、自民党を中心とする与党の数の力により、



重要法案が審議を尽くさぬままに採決されています。このような状況の下で、会務運営並びに研究活動及び厚生活動を通じて、全青税の組織拡充を図るために、総務部としては、全国各地において理事会を開催して、各単位青税の会員の方や個人会員の皆様と、交流と相互理解を深めたいと考えています。

全青税が一丸となって、大会宣言にもあるように、「国民のための」という言葉がもつ本来の意味を自覚しつつ行動することが、今求められています。富田会長に隨い、一年間全力疾走する所存ですので、よろしくお願ひ申し上げます。



縁の下の金庫番

経理部長 清水 み代 (神奈川)

この度、富田会長のもとで全国青年税理士連盟の経理部長を務めることとなりました神奈川青税の清水です。税理士という職業でありながら、全国3,000名弱の会員の方々の会費をお預かりする立場となり、現在少々緊張しています。規制緩和、税理士法改正等の問題が山積している現在、全青の果たす役割は非常に大きいと思いますが、経理部長を努め

ることで、縁の下の力持ちとして少しでもお役に立てればと思います。しかし、総会議案書を御覧になっておわかりのとおり、全青の財政は年々目減りしている状態です。この緊縮財政の中、なんとか全青の金庫がパンクしないように努めたいと思っています。前吉見経理部長よりの引継事項にありましたように、会費の請求等の業務に改善を施しながら、取立屋&金庫番として頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

全青税の英知を結集

研究部長 池部 悅子 (東京)

この度、全国青年税理士連盟の研究部長に就任致しました東京青税の池部です。富田会長、倉林総務部長と同じ東京青税の渋谷部会に所属しております。少しでも何かお手伝いができればと思っておりますが、何分にも全国青税の執行部に就任するのは初めてですので、皆さんの足を引っ張らないよう1年間頑張ってまいりたいと思っております。研究部の主な事業計画は秋季シンポジウムを成功させることにあります。今年の'99年秋季シンポジウムは、「規制崩壊」と題して、税理士を取り巻く諸問題をテーマに取り上げ、会員間の活発な議論が期待され



るところであります。昨今のめまぐるしい日本経済や世界の動きを目の当たりにし、21世紀の税理士制度はどのようにになっているだろうと不安と期待が錯綜しています。今までの税理士業務とは違った新分野の業務や社会的使命といった研究も必要であります。全国青税の英知を結集できる場所がシンポジウムであります。シンポジウムの成功を目指に掲げ、そこから得られる知識の財産を自分のものにしませんか。皆様のご協力ようしくお願ひ致します



「組織=人=力」が原点

組織部長 平林 信成 (名古屋)

「組織=人=力」を原点に、本年度の組織部では、昨年からの組織力強化を引き継ぎ、①全青未加入の単位会および個人会員の積極的な勧誘 ②既加入単位会の一層の強化、を行っていきます。

①については、現在、福岡・金沢・仙台・三重等と接触しています。いずれも単位会での加入には至っていませんが今後も積極的に勧誘していきます。また、未加入の会員の間では、未だ過去の全青のイメージがつきまとっています。その結果、どれだけ多くの会員から門前払いを受けたことでしょう



か。この現実を認識し、今後の全青組織部活動の参考にしていきます。

②については、既加入の単位会であろうとも、内部の状況は様々であり、現状を確認し、さらに発

展すべく方法を見出していくます。

何にせよ、組織部員のみならず、各会員の方、一人一人の声掛け、あるいは行動が、明日の全青を作っていくことを認識し、ご協力お願ひいたします。



神戸大会は改革の第一歩

厚生部長 三木政司 (近畿)

全国青年税理士連盟第32回定期総会埼玉大会が無事終了し、来る2000年の第33回全国大会を、近畿が担当することになりました。

ということで、全青厚生部長は、開催地近畿青税の全国大会実行委員長が就任するという前例?を打破するためか、副委員長の私がすることになってしまいました。そういうわけで一年間宜しくお願い致します。ちなみに実行委員長は責任感200%、有能で鳴らす前近畿青税兵庫県支部長・全青組織部員の毛利恵行さんです。

近畿では過去に、京都、神戸、京都、大阪と4回全国大会を開催していますが、それぞれの都市の特

長を生かした大会をされていたようです。第33回大会は8月5日に明石大橋を眺望できる神戸・須磨で開催したいと考えています。ところで、全青では全国大会のありようについて検討すべき時期にきています。豪華なホテルを貸し切り、高い参加費では全国大会への参加に二の足を踏む状態ではないでしょうか。特に家族連れでの参加費は外国旅行より高い?状態です。そこで、神戸での全国大会は全国大会改革の第一歩として、会員・総会中心の運営、参加費の引き下げ、大会経費の削減、旅行の廃止等を検討しています。

何分手探りの状態で出発しますが、一年をかけて十分検討していきたいと思っております

終わりよければ、はじめもし

法対策部長 德田匡泰 (東京)

皆さんこんにちは！ 富田会長のもとで1年間法対策部長を務めさせていただくことになりました東京青税の徳田匡泰と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。さて、現在私たち税理士は非常に不透明な環境のなかに置かれております。景気回復もなかなか先が見えませんし、「税理士法改正」の論議も停滞気味です。規制緩和の嵐はいまだに吹き続けておりますが、この嵐、その勢力と進路がいま一



つはっきりしません。青年税理士にとっては、その前途に活躍の場を見いだしづらい状況です。しかしながら、時は着実に流れしており、「規制緩和」という錦の御旗のもと「グローバルスタンダード」という魑魅魍魎が跋扈しそうな趨勢です。「自己責任」という言葉すべてを片付けてしまう、弱肉強食の



時代に突入する気配が濃厚です。このような時流に対し「真に国民のための税理士制度」を標榜する私たち青年税理士の責務は、決して軽いものではないと思います。本年6月に、全国青年税理士連盟に対して規制改革委員会のヒアリングが行われました。そのヒアリングの場では、全青の主張である「税理士の使命」「資格取得制度」等々の問題点を大いにアピールできたと自負しております。同委員会のヒアリングが税理士業界では、私たち全国青税と日税連に対するものだけ、と聞いたときには出席者から歓声が上がりいました。こうした場に臨むことができたということも、多くの先輩方の努力の結果である



広報部の中村です。一年間宜しくお願ひいたします。今年度の施策は以下のとおりです。

1 広報紙のカラー化

一部会員より地味な印象を受けるとのご意見から今回試験的にカラー印刷に試みました。現在のところ一般会員や個人会員と全青税の活動を結ぶものは、実際に会員にご参加いただける定時総会やシンポジウムを除き、ほとんど会報だけとなっている現状から、少しでも多くの会員の方に全青税を身近に感じていただくために限られた予算の中で(えっ?)広報紙の充実を図っていきたいと考えています。

2 ホームページの開設

可能な限り年内のホームページ開設をめざしてい

と大変感謝いたしております。時まさに世紀末です。ノストラダムスはどこかに雲隠れしてしまいましたが、現在のこの混沌とした社会の流れのなかから、何が飛び出すやら油断ができません。チョット目を離した隙にとんでもない妖怪が暴れまわっていた、などということにならないように、私たち全国青税も一層神経を研ぎ澄まし情報を収集するとともに、自身の研鑽をはかりたいと思います。20世紀の幕を引く富田執行部の一人として胸を張って21世紀にバトンタッチしたいと考えます。「終わりよければ、はじめもよし」と。

色を付けました

広報部長 中村 新太郎 (千葉)

ます。そのための特別委員会も設置されることとなりました。すでに税理士会本会等ではホームページがスタートしており、いささか出遅れた感がありますが、コンテンツ等で挽回を図りたいと思います。単に情報収集のための上意下達の内容ではなく会員全員参加型のコンテンツが理想と考えますので、会員各位の自覚もある程度必要になるのではないかと考えています。

昨年度の組織部からの報告によれば、外部の方々の全青税に対する認識はあまりにも誤解が多く、現実との隔たりが大きいとのことでした。会員のみならず、一人でも多くの方に全青税を理解していただくよう努力することも広報部の責務と考え精進させていただきます。

広報部からのおしらせ

広報部では、会員の皆様からの原稿、ご意見ご要望を募集しております。
また、ホームページにつきましても是非みなさまがたのご意見ご要望等をお寄せいただきますようよろしくお願ひいたします。以上下記事務局まで

全国青年税理士連盟事務局

0151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビング303号 TEL03(3354)4162

全国青年税理士連盟第32回埼玉大会



第32回定時総会埼玉大会を終えて

全青税第32回埼玉大会実行委員会編

全国青年税理士連盟第32回定時総会 埼玉大会 in ハワイアンズという長い名称の大会のため福島県いわき市に参集下さいました皆様、本当にありがとうございました。又参加はできなかったけれども、いろいろとご協力を戴いた皆様、本当にありがとうございました。お陰様で、ほぼ満足の行く形で大会を開催し、そして終了することができました。遊興施設や、会場、又食事につきましても、大会参加費の割合には概ね好評だったのかと思います。講演会が時間的に早かつたため、集まりが少し悪かったようですが、中身的には実務家の話として大変有意義でした。総会も会員の参加が多く盛会でした。埼玉青税は単位会としての人数も少なく、準備期間も長いため、不安を抱えながらの大会でした。大会日近

全国大会の「会計」の予定が、名簿の作成・整理から始まり、大会当日は使い走りになりました。終わってよかったです・・でもEメール使ってよ！
(岸生子)

個人的には、動員のお願いと、当日の会場担当という役割だけでしたが、終わってみて良い経験ができたのではないかと思っております。(栗原靖治)

くになっても参加人数が集まらないことや、変更につぐ変更等、裏方の大変さも経験させて戴きました。大会の報告は後日、理事会において行うことになりますが大会の参加者は、家族、来賓、及び韓国税務士会を含めて371名となりました。又翌日の一泊ツアーモ61名の参加となりました。大会の翌日も残って楽しんだ方大変お疲れさまでした。11月には千葉でのシンポジウム、来年の大会は神戸と、これからも全青活動は続きます。是非、多くの会員が参加して全国の多くの友を得られれば幸いかなと思います。埼玉青税も埼玉大会に向けたエネルギーをそのまま持続し更なる発展をしたいと考えています。本当にありがとうございました。

(実行委員長 高橋節男)

さいたま大会が終わったとたん、家族は来年の神戸大会の話をし始めた。賛否はあれども家族全員で参加できる大会の雰囲気だけは永遠であってほしい。
(古橋猪久磨)

私は初めて全国大会に参加して、活気あふれる皆様に接して、明日へ続くいい刺激を頂きました。
(武田節子)

内部分裂にもメゲず、精一杯がんばりました。少人数の埼玉青税ですが、参加者全員で全国の皆様を歓迎したつもりです。楽しまれましたか？
(伊東洋子)

高いと言われ続けている大会参加費をどのように押さえるか。埼玉大会は、そこから始まりました。今回は場所が福島県ということで、ハワイより遠いハワイアンズと一部で囁かれておりました。しかし施設を十分利用された方は、きっと満足していただけたのではないかでしょうか。(津島良敏)

暑い中、皆が協力して無事にやり終えて良かった。
(小林信徳)

諸先輩先生と裸のおつきあいができた与市の風呂。
(鈴木弘基)

埼玉大会ご参加ありがとうございました。有意義にお過ごし頬けましたでしょうか？私はダイエットにはフラダンスが一番だ！と確信しました。
(渋谷由美子)

全青の全国大会には、初めて参加させていただきました。当日は受付を担当しましたが、全国から様々ないでたちで来場される青税会員に接することができ、大変興味深いものを感じました(中村明弘)

青税入会2年目。次の埼玉大会の時には、前回の埼玉大会の頃の自分は未熟だったなと懐かしめるようになっていい。も一つ、ほんとのハワイにも、いってみたい。(藤田道子)



当日は、湯本駅で案内をさせてもらいました。暑い中、全国各地から参加された会員の皆様、ほんとうに御苦労さまでした。(松本裕政)

初めての全国大会に参加して、非常に充実した一日を過ごしました。ただ、温泉、その他施設を利用できなかつたことが残念でした。(中西則之)

福島まで大勢の皆様におこし下さいまして本当にありがとうございました。次にお会いできます日を楽しみに致しております。(小島睦子)

全国青税の仲間の前でジャズドラマとして演奏できたのが最高の思い出となりました。ありがとうございます。(長谷部健一)

「記念講演」会場に空席が目立った。来賓の北野弘久教授が前方に着席されているとの大きな落差を感じた。(田中保夫)

今回の埼玉青税主催の全国大会が私にとって初めての参加でしたが、大会参加者がほんとうに大勢いるのにはビックリしました。(近藤ふく美)

急遽、韓国税務士17名のバスツアーの添乗員約を命じられ、少しは役に立てたことが幸でしたし記念にもなりました。(玉木秀明)

埼玉主催の全国大会で、日税連会長・東京会会长出席するも、関信会会长祝電のみ。本会と青税との距離を感じた。次の開催には是非出席してもらいたい。(棚澤良二)



定期大会記念講演を終えて

大石 敬（埼玉）

第32回全国青税さいたま大会の記念講演は、大会会場であるスパリゾートホテルハワイアンズ（S R H）を経営する常磐興産株式会社顧問の猪狩司氏に「常磐興産株式会社の沿革とレジャー産業への転出」という演題でお願いした。猪狩氏は、昭和27年に常磐興産株式会社の前身の常磐炭礦株式会社に入社された。今回の講演の趣旨は、石炭産業が衰退していくなかで、まさに生き残りをかけてレジャー産業へ転換していった企業の当事者の生の声を聞くことである。本稿では、猪狩氏の講演の一部を紹介する。

（1）レジャー産業転出への背景

S R Hがある福島県いわき市は、明治の時代から常磐炭鉱でその名を知られている。石炭産業は、明治時代から近代国家形成のため国策として政府も推進してきた。その石炭産業が一大産業として隆盛を誇ったのは昭和30年くらいまでである。その後は、エネルギーが石炭から石油へそのウエイトがシフトしていく過程で石炭産業が衰退していくのである。このような時期にレジャー産業へ転出することを考えたわけである。

常磐興産株式会社 略年表

明治16年	磐城炭礦創立
昭和18年	常磐炭礦設立
昭和41年	「常磐ハワイアンセンター」オープン
常磐炭礦第一次リストラクチャリング実施	
昭和45年	常磐興産㈱に社名変更
昭和57年	TQC導入
昭和60年	炭鉱最終閉山
平成2年	「スパリゾートハワイアンズ」に名称変更

これがホント？の全青議長

浅野信司（名古屋）

ある日、名古屋青税会長の加知ゴンがポンと肩をたたいて一言「浅野くん、全青議長、頼んだから」と事も無げに私に告げた。「兎に角、ネクタイとワイシャツ、あれば良いから・・・」断り下手な私は、大会までの不安な日々を過ごした後、7月31日の新幹線に飛び乗っていたのだった。私は、「ギチヨー」

と名の付くものは今までにした事が無く、全青の理事会さえも知らない。よくもまあこんな素人をひな壇に登らせようなんて・・・などと、考えているうちにもう「湯本」に着いてしまった。取り敢えず、今年の大会では、事前打ち合わせがあるという。『理事会、はよ終わらんカナ～』と、思いつつ、や



っと打ち合わせが始まる。

「やや？〇〇君、ジャケットは？」

「え？この格好じゃ駄目？」

連絡ミスであるのか、議長の一人が「ノータイ」のラフな姿でお見えであった。早速、私は経験者であるかの如く、予備のワイシャツとネクタイを鞄から取り出して押し付ける。みんなで「わあわあ」言いながら、嫌がる〇〇君を無理矢理「お着替え」させて一件落着。よしよし、この調子で議事に望もう。さて、エアコン不調の為、「電子レンジ」と化した猛暑の議場で全青大会が始まる。あつという間に議長団が呼び出され、一号議案から淀みなく議事が進行される。しかし議長席から見る議場は、意外にも「静か」であった。時折聞こえるのは提案者のジョ

ークに合わせた素直な笑い声。明と暗のコントラストの中、まるで自分が水槽の中の魚にでもなったような錯覚に囚われたりもする。そんな幻想を抱くのも束の間、私の出番。いつもみたいに早口にならないように、議長なんだから声が裏返ったりしないようなどと考えながら、人事案件は思い描いたシナリオ通りに順調に進み、残る議題は最後の大会宣言。「大会宣言は朗読をもって提案とする」と宣言したのは良いけど、朗読のすぐ後に盛大な拍手。『ありや？シナリオと違うぞ』と思いつつも機転が利かず「自分」のシナリオ通りに再度拍手決裁をしてしまう。『あ～、ギチョーは形に拘ってちやいかんな～』と、反省しつつ、議長席から「すごすご」降壇し、私の全青議長体験も終了したのです

神戸大会をヨロシク

1.ハワイより遠かったハワイアンズ

家を出たのが午後7時30分。ハワイアンズに着いたのが翌日の午前10時30分。延べ15時間。しかし、子供たちは寝台夜行列車を結構楽しんでいた。おかげで初めての良い経験をさせることができた。

2.多くのエサにありつけた

懇親会では、家族6人（妻・高1・中3・小6・2歳）でテーブル一卓を陣取った（と言うよりも、空いているスペースに他の会員が入りにくかったのだろう）ため、多くの食事にありつくことができた。育ち盛りの子供を多く抱える毛利家に暖かい手を差し伸べてくれてありがとう。皆、満腹感に浸っていました。

3.家では厳しいハズの親父が実は…

満腹になったところでそろそろ出番が回ってきた。来年の神戸大会をPRするためである。長女から借りたセーラー服が案外、近畿代表の副会長良く似合っている。茶髪でパパタレ腰でタバコを吸っている姿は正に不良女子高生そのものだ。服が気に入ったのか今（8／16）のところまだ戻ってきていない。PR部隊全員が夏の甲子園大会をまねて舞台中央まで行進して行く。マジメ面して行った親父の「選手

毛利 恵行（近畿）

宣誓」を子供はどう思ったのだろう。今後の子育てに影響が出るかも知れない。

4.楽しいバスツアー

普段はマイカーでの移動が多く、今まで家族全員でバスに乗ったことがなかった。こういうのもナカナ力いい。

《一日目のコース》

いわき市石炭化石館→野口英世記念館・民族資料館→会津鶴ヶ城→会津武家屋敷→東山温泉

武家屋敷では戊申戦争の悲話のあった現場でじっくりそのストーリーを読んでいた。いつの間にか家族とはぐれ、子供「また、涙して浸ってるのとちがうん。」とのこと。（ばかにシテイル）

5.韓国で流行の『バタダン』

東山温泉での夕食もなごやかに終わり、しかし、モノ足らない組はいざ、二次会のカラオケへ。日韓とも最初は歌も出ず睨みあいの状態。そこへ、奉納のため上品な歌が出されるようになるとアルコールも徐々に進みだし、いつの間にか歌えや踊れの状態に。そして遂にバクダンが落とされた。

《バクダンの作り方》

ビールを大きめのグラスに半分強と、ウィスキーを



ストレートグラスに一杯。ビールの入ったグラスにストレートグラスごと放り込む。

歌のトリは近畿の歌姫MF嬢による山本リンダの「ウララ～ウララ～♪」で全員踊って終わりと思いきや、アンコールで「ねらい撃ち」と「ジンジンさせて」でようやく日韓交流が終わった。

6.緊急停車

良く晴れた日、美しい五色沼をあとにして一路東京へ。

《二日目のコース》

飯盛山→磐梯山ゴールドライン→五色沼→東京
途中次男のため臨時トイレ休憩をしてもらう。東京に近づいてから案の定道路が混んできた。今度は長女が体を震わせてトイレを要求してきたが、パーキングエリアがない。ガマンにガマンを重ねた末ようやくバスは高速道路を抜けた。そこで緊急停車

をしてもらい、引率の親父を先頭に子供3人が走り出した。ファーストフード店の中にトイレの表示を見つけたので脱兎のごとく駆けて入った。店に申しわけないので子供を持つ間コーラを飲む。韓国税務士の皆さんお持たせ致しました



一年の括りに

麻木義弘（近畿）

大きな祭事の後に、懸命に駆け抜けた充実感とともに、ふと淋しさを覚える今日この頃である。総会を無事終え、任期を全うすることができたのは、多くの人達に支えられたものと、深く感謝する。今一度、この一年をつれづれなるままに総括してみたい。

組織の拡大、拡充と様々な制度問題への取り組み、このことを念頭におき、鋭意活動してきたのであるが、一見、組織と制度は別の事と捉えられるかも知れないが、実のところ、全青税活動の表裏一体であると思う。制度問題を取り組む事は、突き詰めれば、私たちの未来への展望、あるいは理想の追求であり、自らの生き様の表現と捉えることができよう。このことを全青税は、いかに数多くの人達から集約し、表明していくことに本当の意義を見い出せる。けっして声の大きい一部の人の意見や、執行部のお仕任せとなってはならない。自分自身の未来や生き様に意見のない者などいないのだから、執行部は、素直に意見や主張を言える環境や雰囲気を醸し出せねばそれでよいと思う。と同時に全国青税と称する以上、いろいろな地域や立場からの声をくみ上げる必要がある。組織の拡大は、全青税の制度に対する取り組みを支え、存在意義の基盤とも言える永遠の命題と考える。さて、昨年の岐阜大会以降、精力的に活動した成果は、広報紙、ぜんせいだより、そして総会議案書をご覧の通りである。法対策部を中心とした様々な活動の意義が全国の会員に浸透していくものと信じる。ただ組織活動については、労多くして功少なしといった感じがする。青税の特徴である単年度事業故か、過去からの引き継ぎがうまく機能していない。組織拡大は、継続的な粘り強いアプローチが必要である。全国を周る機会を、各地域から選りすぐられた理事を召集する役得を与えられたとき、一番気にかけたのは、理事会運営であった。当然のことと思うのだが、全青税の活動は、理事会を中心として動く。参加しやすく、議論ができる雰囲気作りが大切と考え、土曜日開催を原則とし、懇親会の設営に気をつかった。京都の京会席で始まった宴席は、着座でゆっくり語らい飲める環境を求めた。お互に知り合わなければ、やはり本書の議論はしづらいと思う。ハワイアンズの全国大会、講演会の参

加者が非常に少なくガックリした。講演内容も私にとってあまり興味あるものではなかったのだが、講師の話し方にも気の入っていない様子が見てとれた。止むを得ないとは思うが、氣の毒であった。総会はまずはまずの参加者だったと思う。壇上に上った以上何かはなしてもらおうと各部長にお願いしたため事業報告にかなりの時間を割いた。ただ質疑は少なかった。ここ数年の傾向か、もっと自由に発言できる雰囲気作りをすべきだったかと反省する。もっとも壇上に上がっている者にとって、シャンシャン総会の方がありがたいとする気持ちはある。懇親会では、いろいろな方々と話しこんでいて、どうであつたかよく覚えていない。ただ次回全国大会（神戸大会）の案内は、私自身が関わっているためか楽しめた。その後も心地よく飲んでしゃいでいただけのような気がする。三泊四日の埼玉大会は、あらゆる意味で思いで深い大会となったことは確かである。埼玉青税の皆さん本当にありがとう。金沢、博多等、夜の街でガオ。総立ちとなって歌って踊ったソウルのカラオケ。国会議員を巻き込んだ六本木の〇〇パブ。その翌日お上りさんと化した国税庁訪問。規制改革委員会のヒアリングの後、何故か上気して飲んだワイン。なかなか寝付かれなかつた総会の前日等々、いろいろあった一年。会長のイメージを少し落としたかなと自省はするが、私は私、喜々として先頭を走ってこれたとは思う。素晴らしい一年をありがとうございました。今後は気楽に全青税に行きたい。



アメリカから見た規制緩和



米国 EA・CPA

岡田一郎

1.日本に於けるEAの理解はどのようなものだろうか？

まず、「日本に於ける EAはどのように理解されているか」から始めさせて頂きたいと思います。平成9年12月15日付の税理士界にEAの概況が掲載されていました。この評論をお読みにならない方の為に要約しますと、「米国EAとは気になる存在である」とあり「資格取得の方法、弁護士、公認会計士の米国における税務業務の方式」が紹介されており、最後の結論で「従ってEAの業務内容は我が国の税理士業務と大差ないことを示していると言えよう」と結ばれており、この様に御理解頂ければ充分であります。ところが、第4頁の「まとめ」を拝見しますと「米国EAは5万8千人の黒船」であり「EAがTax Accountantと称号変更された場合は晴天のヘキレキ、積乱雲の如く「米国税理士」として出現する可能性がある」との表現があり、理解にとまどいました。「EAなら良いが、Tax Accountant」では困るのでしょうか？ 呼称の問題ではないと思います。「米国に税理士はない、と言う定説がくつがえされ」ては困るのでしょうか？ 実際米国税理士は存在するのですから日本の認識不足と言うべきです。日本税理士界の御懸念は「日本税理士試験合格者以外の者が日本税理士試験を受験せずに日本税理士資格を取得して貰っては困る」と言う点にあるのではないでしょうか？ それでは、この様な事態が起こり得るかどうか、これから検証して参りたいと存じます。

2.東京税理士会ホームページによる税理士の職務

日米の対比の為に、日本税理士の業務を定義させて頂くこととして東京税理士会のホームページを使用させて頂きます。

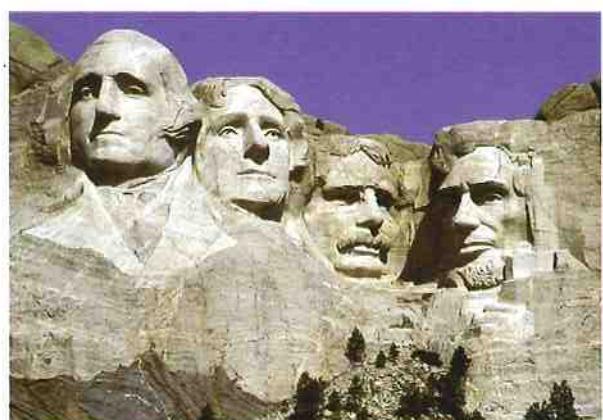
税理士の業務として；

- ① 納税者の代理人としての税務代理
- ② 税務書類（各種申告書、青色申告承認申請書、不服申立書等の）の作成
- ③ 税務相談
- ④ 税務業務の付随する会計帳簿の作成

が挙げられております。米国EAはこれと全く同じ業務を行なっております。前述の通り「税理士界」でこれを認め頂いての通りです。

3.日本税理士と税制に係る戦後の米国の影響

少々古い資料になりますが日経の「けいざい今昔物語」を参考にさせていただきます。国税庁O. B. の近藤道生先生の回想が掲載されておりますが、GHQの指示で、昭和22年に申告納税制度が発足。GHQの顧問、内国歳入庁 Internal Revenue Serviceのハロルド・モス氏がマッカーサーに直言して、昭和24年に国税庁が発足、昭和25年にはシャウプ勧告により源泉徴収制度、青色申告制度、等の現在に至る申告納税の基本的な仕組みが整うとあります。従って、卑見ではこの頃の申告納税制度整備に関し米国納税様式等が参考にされたと堆察します。私は米国の個人所得税申告用紙本表は日本の様式にソックリだと感じています。同じく東京税理士界ホームページからの引用で、シャウプ勧告には「もし、単にえこひいき又は寛大を得る為に交渉するのではなくて、納税者の代理を立派に勤め税務官吏をして法律に従って行動する事を助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば適正な税務執行はより容易に生まれるであろう。」とありこの理念で日

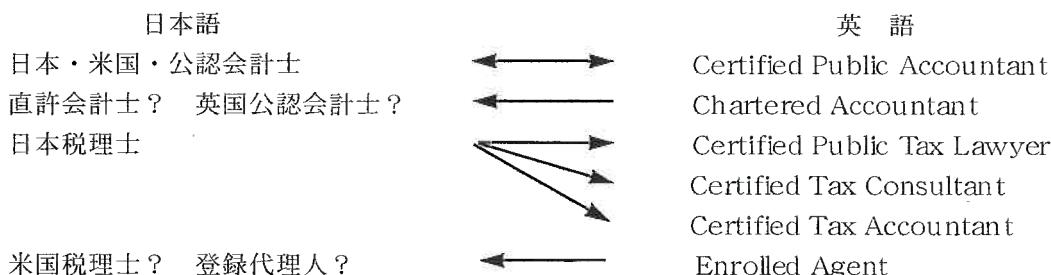


本税理士が誕生したのですが、この時点で「然らば米国ではこの様な職業群は何か」との質問が日本側から出ていたなら「それはEnrolled Agentである」と言う答えが瞬間に返っていたでしょう。EAの日本に於ける認識が遅れたことは私共にとり残念な事でした。

4. Enrolled Agent = 米国税理士 の訳語について

平成4年に「アメリカの連邦遺産税、贈与税 - 中央経済社」と言う長沢彰彦先生の名著が発刊されており、この長沢先生の肩書が - 米国国税庁公認税理士 - と訳されております。これで正しいと考えます。訳語は直訳でなく実態を明確にする事が必要です。

下記の訳語の日米対比を見て下さい。公認会計士 - Certified Public Accountant は幸い直訳で意味が通じますが、英國連邦の Chartered Accountant の邦訳はまだ定説がないようです。日本税理士を英訳する場合も私の日本から御支援を頂いている先生方の名刺の英訳は違います。この他に Licensed Tax Accountant と書かれた先生もおられます。これも英訳の定説がありません。(米国では CPA 以外が Accountant と称する事はほとんどの州法で禁じられています。) 逆に Enrolled Agent を直訳しても、登録代理人では実態を表しません。



Enrolled Agentを直訳しますと確かに登録代理人となります。これでは何処に登録された誰の代理人なのかサッパリ分かりません。従って前述の様に「行なう業務の内容が日本でのどの職業と同様かを実質的に考え」ますと税理士と言うのが最も業務内容的に同質であると言えましょう。この訳語が日本税理士の権利を何も蚕食するものではないと考えます。これ以外に他意はありません。

5. 米国EAは日本税理士にとって「黒船」か？

確かに「非関税障壁である日本の規制は国際資格の相互乗り入れを妨げている。この自由化こそ、ボーダーレスエコノミーの時代に国境を越えてのビジネスの発展と世界経済の振興に資するものである。」と言う外圧がある事は御承知の通りです。これを受けて①弁護士については「外国法事務弁護士」が日本に於いて弁護士業務を行なう道が開かれました。但し業務内容については本国法部分に限るとか、事務所名称、日本人弁護士とのパートナーシップ組成とかに多くの制限項目があると聞きます。



②企認会計士については、公認会計士法第16条第2項に「外国に於いて公認会計士資格に相当する資格を有し且つ会計に関する日本の法令について相当の知識を有する者は大蔵大臣の承認を受け且つ日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて第2条に規定する業務を行なうことが出来る」「大蔵大臣は前項の資格を承認する場合には試



験または選考をすることが出来る。この場合大蔵大臣は公認会計士審査会をして試験または選考を行わせるものとする。」とありますので米国CPAが日本公認会計士の業務を行なう道が開かれています。国際会計基準の全面採用も目前に迫っていますがこの国際基準の大部分の基礎となる（であろう）米国会計基準を修得している（であろう）米国CPAが日本で業務が可能となるのはあまり反対が出来ないでしょう。なんとなれば基準となる物差しが世界共通になるのですから・・。次に税理士法第3条第1項第3・4号で「弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有する」とあります。これを利用して、日本人の場合；

1.米国CPA試験合格



2.日本外国公認会計士試験合格



3.日本税理士登録

と言う経路による日本税理士試験無試験資格取得者がでるでしょうか？情報によれば外国公認会計士の試験は「簡略化された試験方式が検討される」とのことですが、私が大蔵省証券局に照会した段階では「2次試験受験の事、3次試験は免除」との事でした。こうして見ますと上記1、2の合格までには、人によるでしょうが、通常で税理士試験を受けて合格するのとほぼ等しい年月が掛かりそうです。それなら最初から税理士試験の勉強をした方が確実ではないでしょうか？更に「外国公認会計士登録者は税理士になることが出来る」とは何処にも書いてありません。私はこの経路で米国CPAが日本税理士の職域に参入する事はまず起らないと考えます。

③それでは、米国EAは日本税理士になれるでしょうか？ CPAの場合には前述の通り「国際会計基準」

と言う世界共通の物差しがあります。従って監査基準が世界統一されれば表明意見は同一になるべきですから国際的相互乗り入れの正当性、必然性は容認されるでしょう。ところが、税法は世界各国バラバラで共通の尺度など出来よう筈がありません。ある国では沈帯経済の活性化の為に投資減税とか割増償却等の恩典が認められるでしょうし、過熱景気の抑制のためには税法上の特例は凍結されるでしょう。米国EAは米国税法を勉強して試験を受け合格して業務を行なっているのですから日本の税法を熟知している筈はありません。試験の方法も全く違います。米国EAは全てマルベケ試験で広い範囲から出題されますので全般的通読が必要ですが、日本ではじっくりと計算や論文を完成させなければなりません。さらに日本税理士法の何処にも「外国税理士が日本税理士となることができる」規定はありません。どのように外圧が掛かっても、本来日本税法を理解していないければこれを代理する税理士業務が出来る筈はありません。もし税理士会として御懸念がおありなら、公認会計士法と同様に「日本税理士試験と同水準の特別試験を課す」条項を織り込んだ税理士法改正を上程されれば良いのではないでしょうか。試験は当然日本語で行なわれます。5万8千人の黒船とのことでしたが殆どがアメリカ人です。日本人は英語が下手とよく聞きますが、英語の出来る日本人の方が、日本語の出来るアメリカ人より遥かに多いのです。米国EAで日本語で日本税理士試験を受けようなどと考えている人間は一人もいないと断言出来ます。日本人で米国EAに合格した人は、もし外国税理士特別試験制度が出来て、この試験が通常の税理士試験より容易なら有利かも知れませんが、一般国内受験者との公平を欠かない試験であるかぎり「黒船」にはなり得ないと考えますが如何でしょうか？



6.日本税理士と米国EAの国際協調

御承知の通りのボーダーレスエコノミーの時代が到来し企業利益は国家利益に優先するが如き時代を迎えております。しかし国家にとり税収は最重要事項であります。しかし国際企業にかかる税収は両国に公正でなければなりません。A国での半製品がB国で組み立てられ全世界に輸出される場合、A国での原価に対する利益率とB国に於ける対原価利益率は同率であるのが公平ですが往々にして税務調査では「A国の半製品の原価率が高く B国での利益率が低いのは移転価格が不公正であるからだ」としてB国で更正を受けますと、B国での追徴税はA国で外国所得税控除による還付を受けますがA国の国税・地方税収入には相当の影響がでます。日米の駐在員が将来支給を受ける事が出来ない両国制度による健保、厚年、雇用保険を二重払いしている事の賃金の高騰、国際結婚した方の両国に於ける相続、贈与の不公平、土地評価方式の相違、等等。日米両国の税

理士や両国の国税庁が国際協議をして解決して欲しい問題は日常茶飯事です。皆様のお客様の中にもこのような米国法人をお持ちの会社、米国駐在員、国際結婚された方等がお有りと存じます。どうか米国EAは黒船で日本税理士の権益を侵害する存在である等とはお考えにならないでください。今こそ、日米の税務プロが手を取り合って日米両国に於ける公正な税法の施行と、日米に跨る納税者の為のリーガルミニマム 合法的な最先端の節税集を実現していく時代であると考えます。日本税理士の先生方と共に国際的税務プロフェッショナルの真価を發揮して参りましょう。

岡田一郎 プロフィール

1932年 東京にて出生

1956年 慶應義塾大学経済学部卒・三菱重工業(株)入社

1986年 Seki & Jarvis 法律事務所 General Manager 就任

1990年 米国税理士 SEE試験合格(1991年 EA業務免許取得)

1992年 米国公認会計士Uniform CPA 試験合格(1993年イリノイ州 CPA業務免許取得)

1992年 岡田米国公認会計士・税理士事務所開設およびMcGladrey & Pullen, LLP. 公認会計士事務所ビジネスコンサルタントとして、今日に至る

所属: National Association of Enrolled Agents - NAEA - (米国税理士協会会員)

Illinois Society of Enrolled Agents -ILSEA- (イリノイ税理士会会員)

American Institute of Certified Public Accountants -AICPA- (米国公認会計士協会会員)

Illinois CPA Society -ICPAS- (イリノイ公認会計士会会員)

連絡先: Ichiro Okada, EA, CPA

Okada & Associates

1431 Blackthorn Drive

Glenview, Illinois 60025-2067 U.S.A.

Fax. (847) 724-5240 U.S.A.

質問は遠慮なく上記までお寄せください。必ずお返事いたします。

著書:『あなたもチャレンジ!米国税理士(Enrolled Agent) YES, You can.』エヌピー通信社 平成11年3月10日刊
『米国税理士Enrolled Agent サクセスガイド』 中央経済社 平成7年12月20日刊

1999 秋季シンポジウム

もうすぐ、未来の扉が開きます！

秋季シンポジウム実行委員長 桐谷美千子（千葉）

みなさん、こんにちは！全青秋季シンポジウム担当、千葉の桐谷です。シンポジウムの日まであと2カ月弱となりました。今年のテーマは覚えて頂きましたか？今年は皆で考える規制緩和！タイトルは「規制崩壊-地域的温度差を無くすために-」です。夏休みも終わり、各単位会とも規制緩和に関する勉強会に力が入ってきているかと思います。発表形式はみなさんの自由です。講演会調であったり、お芝居であったり。とにかく日本が、いえ税理士業に携わって

いるものが今どのような状況に立たされようとしているのかを確認する時間を過ごして頂きたいと考えています。そしてその上で私達の進むべき道、進んでいきたい道を探していくたいと思います。5年後の私達はどんな様子だと思いますか？10年後の私達はどんな風になっていきたいと思いますか。そんな未来について語り合いましょう。再度各単位会の発表テーマをお伝えします。

東京「無償独占と高い公共性との関係」

岐阜「WTO・GATSの存在とその影響」

埼玉「総合的法律経済関係事務所」

近畿「自由競争に関する問題について」

神奈川「自己責任と税理士賠償責任の関係について」

名古屋「他士業及び他業の方が業界に算入してくる場合の問題について」

千葉については、今回のシンポジウムの総まとめとしてすばらしい資料を作成する予定です。どうしても参加できなかった方にもお役に立てるように、もちろん参加された方にも喜んで頂けるものを考えています。請うご期待！ください。次に参加費は、お一人5千円となっています。（東京駅からの専用バス代は別途）またシンポジウム開催地「かずさアカデミアパーク」へのアクセス方法は3通りあります。

①新幹線を利用する方法

東京駅丸の内口朝10時集合専用バスにてホテルまで直行します。また、昼食はバスの中で取っていただきます。（バス代往復千円、昼食代千円）

②その他の鉄道を利用する方法

JR木更津駅より車で15分、バスで20分です。「かずさアーク」というバス停で降りて下さい。

③クルマを利用する方法

京葉道路経由でも東京湾アクアライン経由でも「木

更津北インター」で降りて下さい。その後はホールまで看板に従って走ってください。約10分程で到着です。

国際会議なども行われるホールですから、施設の充実したすばらしい会場だと自負しております。控え室にはシャワーも付いています（お芝居形式で発表される方はご利用下さいね）。当日使用するメインホールは黄色の皮張のイス、全700席です。青税会員以外の方も大勢ご参加願えるように万事準備しております。どうぞ皆様、友人知人等々たくさんの方をお呼び下さい。大歓迎です。ただ大きいだけじゃない、ただ新しいだけじゃない、縁に囲まれた中に建つ国際的ステージで、私達の将来を語り合いませんか。未来の扉は、みんなの目の前にあります。その扉を開ける鍵はあなた自身です。



11月14日千葉の地で会いましょう！

お待ちしております！！

特別委員会設置

平成11年9月11日の理事会（大阪）において下記の特別委員会が設置されました。

特別委員会	担当部	委員長	所掌事項
税理士法改正対策本部	法対策部	畠山譲治	税理士法改正に関して、日税連・国会・マスコミ等に働きかける
税制対策委員会	"	秦 隆文	税制改正に対する意見集約及び建議
納税者権利憲章委員会	"	小串嘉次信	納税者権利憲章及び税務行政における適正手続きに関する活動
規制緩和等対策委員会	"	宮川雅夫	税理士法改正対策本部と連携し規制緩和問題に対応する
制度対策委員会	"	石井孝雄	商法改正、成年後見制度その他の制度問題に対応する
秋季シンポジウム実行委員会	研究部	桐谷美千子	秋季シンポジウム（千葉）の運営
三青会担当委員会	総務部	津島良敏	青法協、青司協との連絡事務および連携
日税連担当委員会	"	橋本和枝	日税連との連絡協議及び懇談会に関する企画、運営
全国大会実行委員会	"	毛利恵行	第33回全国大会の企画、運営
ホームページ作成委員会	広報部	大橋規克	全青税のホームページ作成に関する事務
財政改革委員会	総務部	麻木義弘	全青税の財政の見直しと再建

Special Information



次回第33回全国大会は神戸大会！



乞うご期待！！

ありがとうございました



あとがき

最近小耳にはさんだところによると、2003年までに電子申告の実用化、2005年までに年末調整制度の廃止、近い将来食料品に係わる消費税の戻し税方式による非課税化などが検討されているそうです。税理士を取り巻く環境は確かに変貌していく方向にあるようです。明治維新の際、会津藩主は「時の流れが速すぎる」と側近に漏らしたそうです。時まさに21世紀へと移ろうとするいま、日本人は時間の節目に急ぎすぎるという習性でもあるかのごときです。少なくとも紙と鉛筆とそろばんがあれば税理士業務を行えた時代は終焉を迎えていました。食わず嫌いは理由になりません。ホームページの創設は会員の皆様へのひとつの布石だと考えています。皆様、どうか年内にも開設される全国青年税理士連盟のホームページをご自分の力で御覧いただける努力をしてください。それが新しいステップへの第一歩になると信じます。

それはそれとして、やってしましました。誰におうかがいを立てるでもなく好きなように広報紙を作ってしまいました。最近2年間の書式を無視し、送られた写真に手を加え（ご不快に思われた方には謝罪します）、あれほど総会や理事会で緊縮財政といわれながら採算度外視。経理部の清水様、財政改革委員会の麻木様、ごめんなさい。このままでは126号あたりでガリ版印刷ということも・・・。（匿名希望）



次回124号は2000年1月1日発行予定です。

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン 303

TEL03(3354)4162

FAX03(3354)4095